



A 贈与税の納税猶予制度とは、後継者である受贈者が非上場会社の株式等の納税が猶予される制度で

Q 非上場株式等の贈与税の納税猶予制度について近年改正がありました。平成27年以降の取り扱いについて教えてください。

贈与税編

小谷野先生

教えて！

証券税制 Q & A



小谷野幹雄 (こやの・みきお)
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。
ホームページアドレス
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>

	後継者の「親族」要件の廃止	雇用要件の緩和	役員退任要件の緩和	先代経営者の無給要件の緩和	経営承継期間に対応する利子税
平成26年までの取り扱い	後継者は先代経営者の親族のみに限定	納税猶予制度適用後、贈与時の雇用の8割以上を5年間毎年維持することが必要	役員が必要	納税猶予制度適用後、5年間は役員給与の受け取り不可	納税猶予が打ち切られた場合には、納税猶予額に加えて利子税の支払いが必要
平成27年1月1日以降の取り扱い	後継者について、先代経営者の親族以外の者にも適用が可能	納税猶予制度適用後、贈与時の雇用の8割以上を5年間の平均で維持することが必要	先代経営者が贈与時に役員であっても代表権を有していなければ適用可能	納税猶予制度適用後、役員に就任し、給与を受け取ることが可能	利子税率の引き下げ(平成27年は0.8%)及び経営承継期間後の納付については経営承継期間中の利子税が免除

相続税の納税猶予制度とともに中小企業の事業承継の円滑化を図る手段として活用が期待されています。贈与税の納税猶予制度については、これまで先代経営者が2代目に株式等を贈与し、先代経営者が生存中にまた、平成25年税制改正で上記以外の主な要件についての取り扱いについては、左の通り緩和されています。

2代目が3代目に株式等を贈与した場合には、猶予されていた贈与税の納税義務が2代目に生じてしまったため、事業承継の円滑化が妨げられているという一面がありました。平成27年度の改正では、先代経営者の生存中に2代目が3代目に株式等を贈与しても2代目の納税義務について免除されることとなり、中小企業の事業承継が円滑に進められるための措置が講じられました。平成27年4月1日以降の贈与から適用されることとなります。